

長期継続契約対象業務

令和 6 年度

委託 第 7 号

学校植栽管理業務委託

仕 様 書

おいらせ町 小中学校(8校) 地内

おいらせ町

本仕様書は、おいらせ町（以下「町」という。）が行う学校植栽管理業務委託（以下「委託」という。）に適用するものである。

本委託は、小中学校の敷地内の植栽等の保全・管理を行うものであり、作業にあたっては、生徒及び学校関係者の安全を最優先に作業を行わなければならない。

1. 件名

委託第7号 学校植栽管理業務委託

2. 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 業務場所

- (1) 下田小学校（おいらせ町 舘越 地内）
- (2) 木内々小学校（おいらせ町 染屋 地内）
- (3) 木ノ下小学校（おいらせ町 青葉六丁目 地内）
- (4) 百石小学校（おいらせ町 牛込平 地内）
- (5) 甲洋小学校（おいらせ町 一川目四丁目 地内）
- (6) 下田中学校（おいらせ町 立蛇 地内）
- (7) 木ノ下中学校（おいらせ町 上久保 地内）
- (8) 百石中学校（おいらせ町 東下谷地 地内）

4. 業務内容

- (1) 樹木等薬剤散布（年2回）
 - ① 石灰硫黄合剤 1回
 - ② 殺菌、殺虫、混合剤 1回
- (2) 整姿剪定 随時（4m以上の高木枝おろし等については学校側と協議の事）
- (3) 剪定処分・枝葉運搬 1式
- (4) 百石中学校屋上排水溝清掃 1回
- (5) 木ノ下中学校法面草刈工 2回

5. 支払い方法

支払いは、契約金額の70%を11月に、残りの30%を委託業務完了後に支払うものとする。
※ただし、前期分は協議により支払時期を変更できるものとする。

6. 一般事項

- (1) 受託者は、学校の樹木等を把握し、作業の時期及び内容等を学校関係者に説明をした上で作業を実施すること。
- (2) 各作業の実施時期については、学校関係者と協議の上決定すること。また、何らかの理由により作業時期を変更する場合は、学校関係者の了解を得ること。
- (3) 作業を実施するときは、生徒及び学校関係者の安全を最優先とすること。
- (4) 見積りの際、学校毎の積算内訳書を付けること。

7. 提出書類

- (1) 業務着手届（業務着手時）
- (2) 作業報告書（出来高時、完了時）
- (3) 作業状況写真（出来高時、完了時）
- (4) 業務完了届（業務完了時）

8. その他

1) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

2) 疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定する。